



春日市の特別支援教育について

春日市こども支援部
子育て支援課発達支援担当
(子ども発達支援室)

目次



- 特別支援教育の種類と春日市の状況
- 特別支援学校
- 特別支援学級
- 通級による指導
- 春日市の特別支援教育を利用するまでの流れ



みんなで春をつくろう
春日市 KASUGA

● 特別支援教育の種類と春日市の状況

● 特別支援教育の種類と春日市の状況について

■ 特別支援教育とは

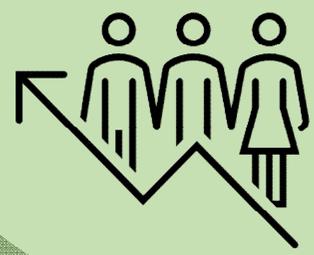
障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの

■ 特別支援教育の目標

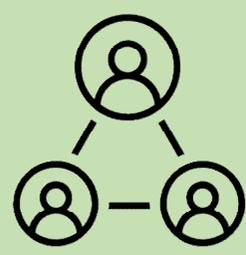
困難さを抱える
子どもの自立と社会参加



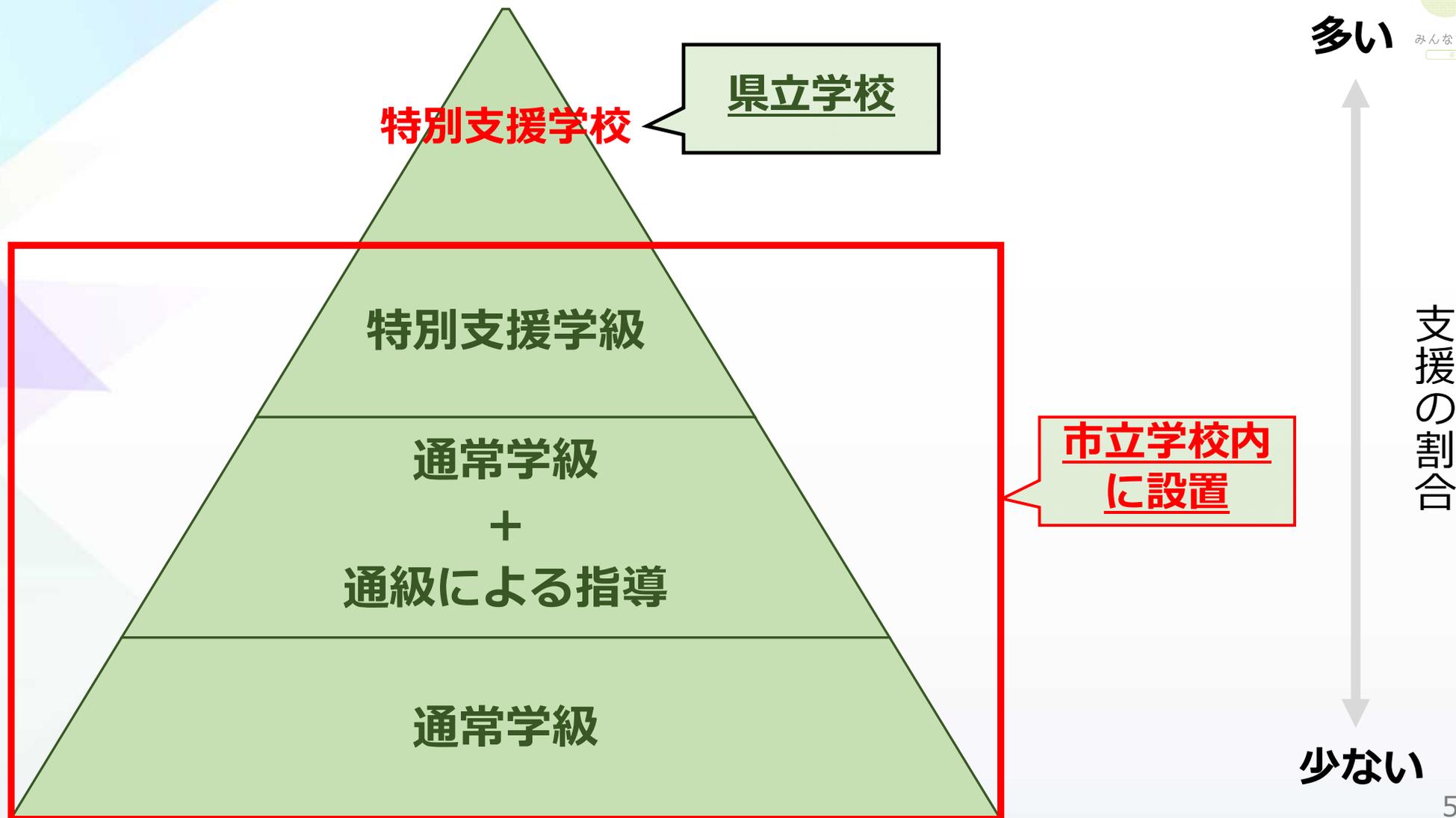
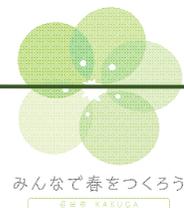
生活や学習上の
困難を改善又は克服



共生社会の実現



● 特別支援教育の種類と春日市の状況について



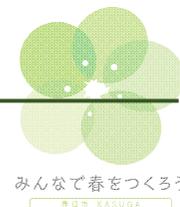
- 特別支援教育の種類と春日市の状況
- 特別支援学校
- 特別支援学級
- 通級による指導
- 春日市の特別支援教育を利用するまでの流れ



みんなで春をつくろう
春日市 KASUGA

● 特別支援学校

● 特別支援学校について



「特別支援学校の目的」

児童生徒の障害の種類、及び程度に応じ、その自立と社会参加を図るために必要な知識・技能・態度を養うこと（参考：学校教育法 第72条）

「特別支援学校の特徴」

POINT

クラス編制



1クラス**6名**で編制。
1クラスあたり担任は**2名**。
(参考)
春日市立学校の**通常学級**
1クラス → **35名**で編制
1クラス → 担任**1名**。

POINT

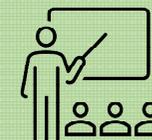
福岡県立の学校



春日市に在住する 児童・生徒については、福岡県内に設置された特別支援学校に就学。
※ 主たる障がいによって就学先は異なる。

POINT

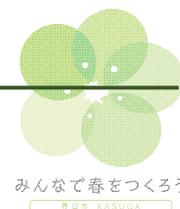
特別な教育課程



特別支援学校では、特別支援学校独自の教育課程に基づいて指導を行う。
例)日常生活の指導
職業訓練
視覚・聴覚に応じた指導

参考文献：特別支援学校学習指導要領解説総則編（幼・小・中）より

● 特別支援学校について



学校教育法施行令 22条の3 (要約)

区分	障がいの程度
視覚	①両目の視力が0.3未満 ②視機能障がいが高度なもののうち、拡大鏡を使用しても通常の文字等が認識困難
聴覚	両耳の聴力が60デシベル以上のもののうち、補聴器の使用によっても通常の話声を理解することが困難・不可能
知的	①知的発達の遅滞があり、意思疎通が困難で日常生活に頻繁な援助が必要 ②知的発達の遅滞は①に及ばないが社会生活への適応が著しく困難
肢体	①補装具の使用によっても日常生活における基本的動作が不可能又は困難 ②肢体不自由の状態が①に達しないが、常時の医学的観察指導を必要とする場合
病弱	①慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする場合 ②身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする場合

※ 本スライドは「(昭和28年政令第340号) 学校教育法施行令」を要約したものです。

※ 一部、名称等を省略して標記しています。

- 特別支援教育の種類と春日市の状況
- 特別支援学校
- 特別支援学級
- 通級による指導
- 春日市の特別支援教育を利用するまでの流れ



みんなで春をつくろう
春日市 KASUGA

● 特別支援学級

● 特別支援学級について



■ 特別支援学級の目的

特別支援学級における教育は、児童生徒の障害の状態や、発達の段階等に応じて、1人1人の特性を生かしながら自立と社会参加を目指すこと
(参考：文部科学省公式HP (URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/01_m.htm))

■ 特別支援学級の特徴

POINT

クラス編制



1 クラス **8名** で編制。
1 クラスあたり担任は **1名**。

POINT

個々に応じた指導



原則、週時制の半分（50%）以上は、特別支援学級担任及び教科担当教諭による指導を受けることが**義務づけられている**ため、個々に応じた指導が可能。

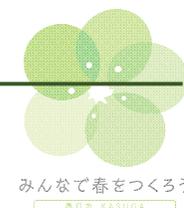
POINT

地域の学校内での指導



地域の学校（春日市立学校）にて、特別支援教育を受けることができる。
登下校等の負担が少ないのが特徴。

● 特別支援学級について



区分	該当となる障がいの程度（要約）
知的	①知的発達遅滞がある ②意思疎通が困難(軽度) ③日常生活に援助必要(一部) ④社会生活への適応が困難
肢体不自由	補装具を使用しても日常生活の基本的動作が困難(軽度)
病弱・ 身体虚弱	(病弱)疾患の状態が持続的又は間欠的に医療や生活の管理が必要
	(身体虚弱)持続的に生活の管理が必要
弱視	拡大鏡等の使用によっても、文字等の視覚による認識が困難
難聴	補聴器を使用しても、通常の会話が聞き取れない
言語	①口蓋裂等の機能的な構音障がいがある ②吃音等のリズム障がいがある ③その他①②に準じる者でその程度が著しい
自閉・情緒	①(自閉症又はそれに類するもので)他人との意思疎通・対人関係の形成が困難
	②心理的な選択制かん黙等で社会生活への適応が困難

※ 本スライドは平成25年10月4日付け 文部科学省通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」を要約したものです。

※ 一部、名称等を省略して標記しています。

● 特別支援学級について

具体的な例

通常学級

	月	火	水	木	金
1	国	算	国	算	国
2	算	国	算	国	国
3	音楽	体育	図工	体育	図工
4	国	国	生活	国	生活
5	生活	道徳	特活	音楽	体育

特別支援学級(自・情クラス)

	月	火	水	木	金
1	自立	算	自立	算	自立
2	自立	国	自立	国	算
3	音楽	体育	図工	体育	図工
4	国	国	生活	書写	生活
5	生活	道徳	特活	音楽	体育



- ・ 特別支援学級では、総授業時間のうち、半分以上は特別支援学級担任及び教科担当教諭が指導。
- ・ 教育課程は、一人一人の実情に応じて個別に編成する。
- ・ 特別支援学級では、「自立活動」や「生活単元学習」などの学習活動を行う。
- ・ 実情や行事に応じて、各教科時数を調整することもある。

- 特別支援教育の種類と春日市の状況
- 特別支援学校
- 特別支援学級
- 通級による指導
- 春日市の特別支援教育を利用するまでの流れ

● 通級による指導



みんなで春をつくろう
CASUGA

● 通級による指導

■ 通級指導教室の目的

個々の児童生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。（文部科学省HPより抜粋）

■ 通級指導教室の特徴

POINT

個別指導



通級の指導は原則 1 対 1 のマンツーマンで行います。そのため、集団場面とは異なるアプローチでの支援が可能です。

POINT

特性に応じた活動



通級では、その児童・生徒の特性に応じて、自立活動を主とした様々な指導を行うことができます。

POINT

指導頻度（週 1 ～）



通級の指導頻度は、週に 1 時間程度です。通級の対象となる児童・生徒は基本的に通常学級で多くの時間を過ごすこととなります。

💡 ポイント

通級は自立活動をとおして、学習の基礎となるような能力の育成を目的としています。いわゆる、**算数や国語等の教科学習に関する指導は通級指導教室では行いません**。 9/7

通級による指導

自立活動とは

個々の実態把握によって導かれる「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」及び「障害による学習上又は生活上の困難を改善克服するために必要な要素」いわゆる心身の調和的な発達の新盤に着目して指導するもの（文部科学省 学習指導要領 自立活動編より抜粋）。

簡単にいうと、、、



1人1人の特性に合わせてその個人に必要な支援課題や内容をもとに、指導（自立活動）を行う。

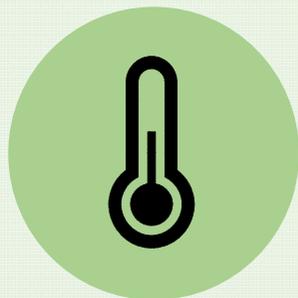
自立活動で育むことを目標としている要素（例示）



健康の保持



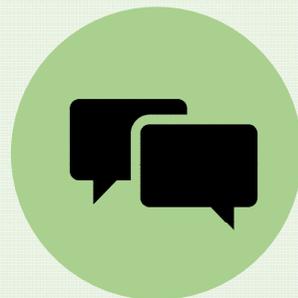
心理的安定



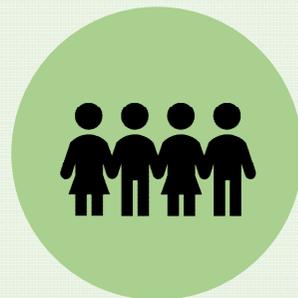
環境の把握



身体の動き



コミュニケーション



人間関係の形成

● 通級による指導

自立活動の実際の活動場面

活動例①



色粘土で
文字を作成

足裏に刺激
を与えて姿
勢を意識

お尻に刺激
を与えて姿
勢を意識

【課題】

姿勢保持と文字（形の認識）が苦手

【指導方法】

- ①足裏やお尻などに感覚的な刺激を与えて姿勢保持を意識する
- ②色粘土を用いて、筆順・文字の習得を目指す

活動例②



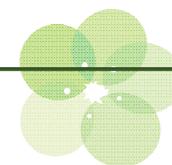
あいうえお表を
用いて正しい
発音を確認する

【課題】

音韻の理解が難しく、正しい発音が習得できない

【指導方法】

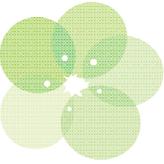
あいうえお表を用いて、発音を一音一音意識しながら指導することで単語の正しい発音の習得を目指す。



みんなで春をつくろう

あすなろ

- 特別支援教育の種類と春日市の状況
- 特別支援学校
- 特別支援学級
- 通級による指導
- 春日市の特別支援教育を利用するまでの流れ



みんなで春をつくらう
春日市 KASUGA

● 春日市の特別支援教育を利用するまでの流れ

● 特別支援教育利用に係る手続きについて

具体的な手続きの流れ（新小学1年生の場合）



- ※ ②は任意参加です。
- ※ ①③⑥は特別支援教育の利用のために必ず保護者の方にご協力いただく必要があります。
- ※ ④⑤は市教育委員会が実行します。

● 特別支援教育利用に係る手続きについて

具体的な手続きの流れ（新小学1年生の場合）



- ※ ②は任意参加です。
- ※ ①③⑥は特別支援教育の利用のために必ず保護者の方にご協力いただく必要があります。
- ※ ④⑤は市教育委員会が実行します。

● 特別支援教育利用に係る手続きについて

① 就学相談の予約



1 就学相談について

小学校への入学に向けて不安な点を相談していただける相談事業です。
特別支援教育の利用を御希望の場合は参加が必須ですので御予約ください。

2 予約開始時期

就学相談の予約は、例年4月上旬から開始されます。

3 詳細について知りたい場合

- ① 春日市の公式HPを確認
- ② 電話で子育て支援課（092-588-5150）に問い合わせ

※ 相談枠は1日あたり3件程度です。希望の日程・時間帯等によっては早期に枠が定員に達する可能性があるため早めに御予約ください。

● 特別支援教育利用に係る手続きについて

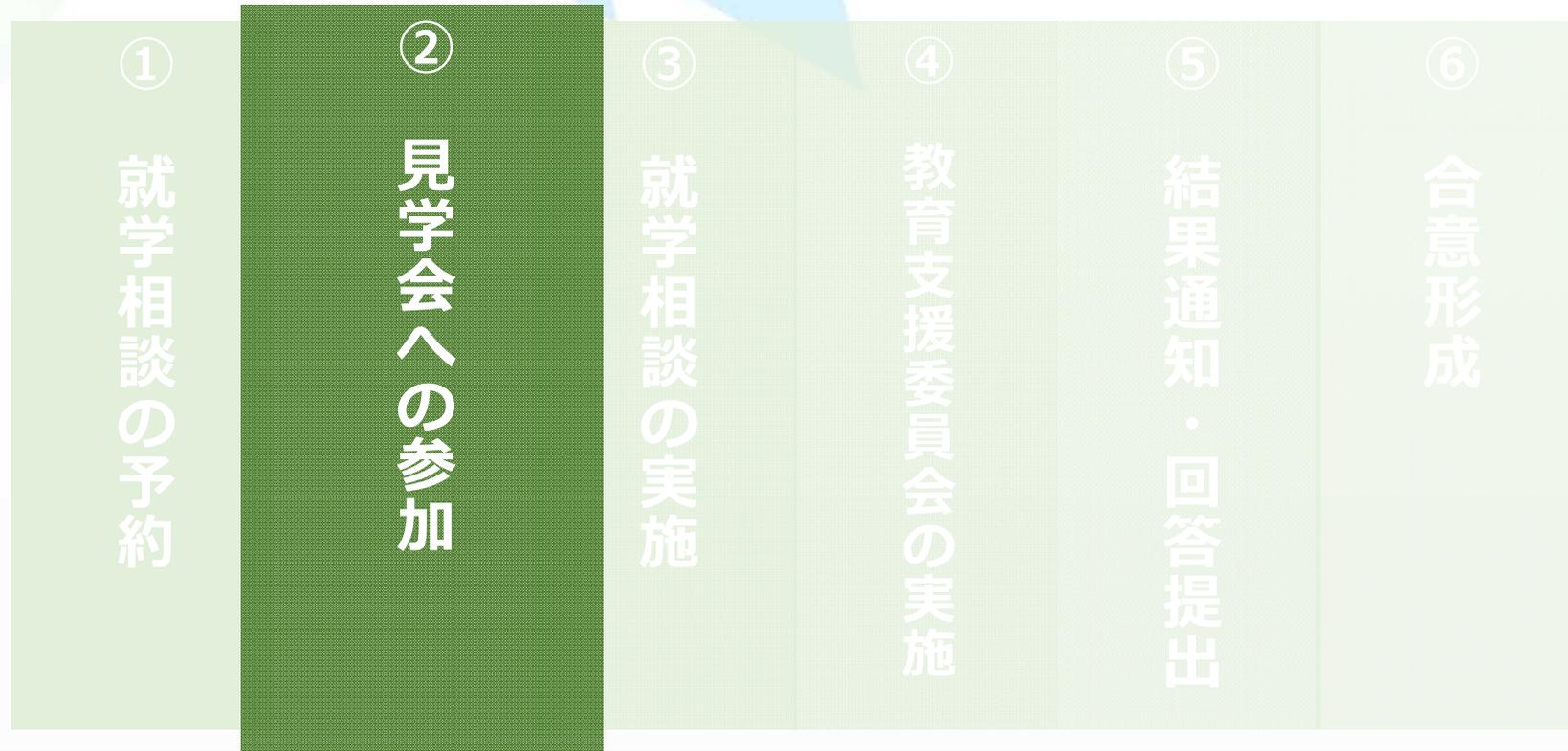
具体的な手続きの流れ（新小学1年生の場合）



- ※ ②は任意参加です。
- ※ ①③⑥は特別支援教育の利用のために必ず保護者の方にご協力いただく必要があります。
- ※ ④⑤は市教育委員会が実行します。

● 特別支援教育利用に係る手続きについて

具体的な手続きの流れ（新小学1年生の場合）



- ※ ②は任意参加です。
- ※ ①③⑥は特別支援教育の利用のために必ず保護者の方にご協力いただく必要があります。
- ※ ④⑤は市教育委員会が実行します。

● 特別支援教育利用に係る手続きについて

② 見学会への参加

1 予約について

就学相談の予約と同時期に予約開始（4月上旬頃）

2 実施時期と開催場所

実施時期：5月～6月上旬

開催場所：市内小学校（全12校）

※ 開催日程は1校につき1日のみです。

3 対象者

次年度から小学校に入学する予定である保護者及び児童のうち、特別支援教育の利用を検討している者

※ 参加できるのは、入学予定校のみとさせていただきます。
就学予定ではない市内の学校へは参加できませんので御注意ください。

● 特別支援教育利用に係る手続きについて

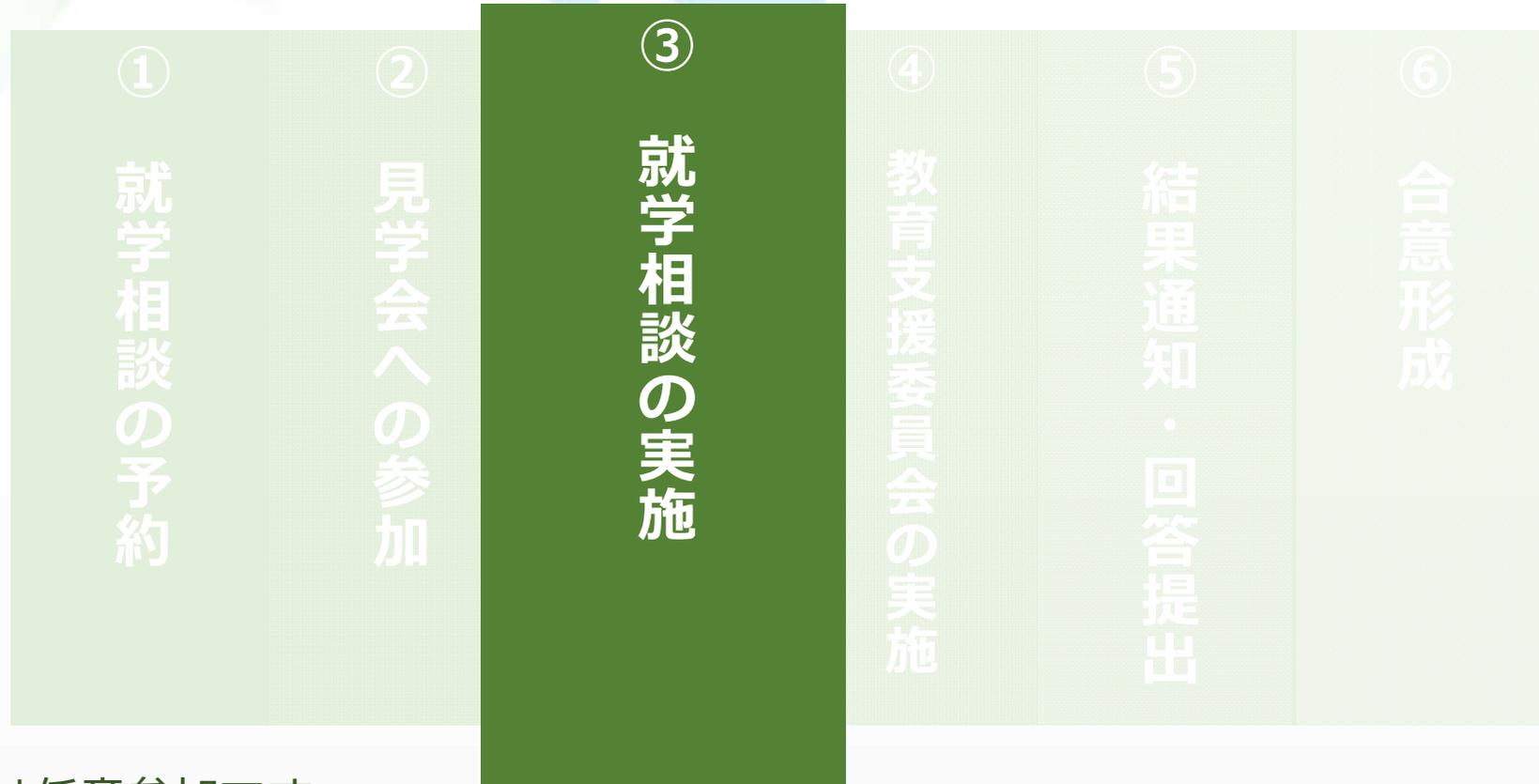
具体的な手続きの流れ（新小学1年生の場合）



- ※ ②は任意参加です。
- ※ ①③⑥は特別支援教育の利用のために必ず保護者の方にご協力いただく必要があります。
- ※ ④⑤は市教育委員会が実行します。

● 特別支援教育利用に係る手続きについて

具体的な手続きの流れ（新小学1年生の場合）



- ※ ②は任意参加です。
- ※ ①③⑥は特別支援教育の利用のために必ず保護者の方にご協力いただく必要があります。
- ※ ④⑤は市教育委員会が実行します。

③ 就学相談の実施

1 対象

次年度から小学校に入学する予定である児童の保護者のうち以下に該当するもの

- ① 入学後に特別支援教育の利用を検討している者
- ② 発達面で学校生活に不安がある者

2 実施内容・実施場所

実施内容：相談内容の聞き取り・応答、特別支援教育の利用の有無の聴取

実施場所：春日市いきいきプラザ

3 注意点

- ① 相談日は対象児（年長）本人の同伴が必須になっています。
- ② 体調不良等の場合で、やむを得ず日程変更を希望する場合は、子育て支援課まで御連絡ください。

● 特別支援教育利用に係る手続きについて

具体的な手続きの流れ（新小学1年生の場合）



- ※ ②は任意参加です。
- ※ ①③⑥は特別支援教育の利用のために必ず保護者の方にご協力いただく必要があります。
- ※ ④⑤は市教育委員会が実行します。

● 特別支援教育利用に係る手続きについて

具体的な手続きの流れ（新小学1年生の場合）

①

就学相談の予約

②

見学会への参加

③

就学相談の実施

④

教育支援委員会の実施

⑤

結果通知・回答提出

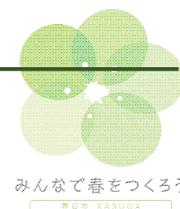
⑥

合意形成

- ※ ②は任意参加です。
- ※ ①③⑥は特別支援教育の利用のために必ず保護者の方にご協力いただく必要があります。
- ※ **④⑤は市教育委員会が実行します。**

● 特別支援教育利用に係る手続きについて

④ 教育支援委員会の実施



1 教育支援委員会

特別支援教育の利用を希望する児童生徒の在籍について審議することを目的として専門家（学識経験者等）で組織された委員会

2 審議対象

春日市内に在住している児童・生徒のうち、特別支援教育の利用もしくは在籍の変更等を検討している者（既に学校へ就学している在校生も含む）

3 出席者

春日市教育支援委員会委員（学識経験者等）

※ 委員会当日は、保護者・児童生徒の出席は必要ありません。

4 開催時期

7月～11月頃（年度によって変動がある可能性があります）

● 特別支援教育利用に係る手続きについて

具体的な手続きの流れ（新小学1年生の場合）



- ※ ②は任意参加です。
- ※ ①③⑥は特別支援教育の利用のために必ず保護者の方にご協力いただく必要があります。
- ※ ④⑤は市教育委員会が実行します。

● 特別支援教育利用に係る手続きについて

具体的な手続きの流れ（新小学1年生の場合）



- ※ ②は任意参加です。
- ※ ①③⑥は特別支援教育の利用のために必ず保護者の方にご協力いただく必要があります。
- ※ ④⑤は市教育委員会が実行します。

⑤ 結果通知・回答提出

1 通知時期

審議終了後 1 週間以内に発送

在 校 生 : 学校から書類の受け渡し

新小学 1 年生 : 子育て支援課から書類を郵送

2 送付内容

①結果通知書 ②回答書 ③回答書返送用封筒（新小学1年生のみ）

※ 結果通知には、専門家の判断が記載されています。必ずしも保護者様の御意向に添えるわけではありませんので御留意ください。

3 提出先

在 校 生 : 所属する学校まで提出

新小学 1 年生 : 子育て支援課まで書類を郵送

● 特別支援教育利用に係る手続きについて

具体的な手続きの流れ（新小学1年生の場合）



- ※ ②は任意参加です。
- ※ ①③⑥は特別支援教育の利用のために必ず保護者の方にご協力いただく必要があります。
- ※ ④⑤は市教育委員会が実行します。

● 特別支援教育利用に係る手続きについて

具体的な手続きの流れ（新小学1年生の場合）

①

就学相談の予約

②

見学会への参加

③

就学相談の実施

④

教育支援委員会の実施

⑤

結果通知・回答提出

⑥

合意形成

- ※ ②は任意参加です。
- ※ ①③⑥は特別支援教育の利用のために必ず保護者の方にご協力いただく必要があります。
- ※ ④⑤は市教育委員会が実行します。

● 特別支援教育利用に係る手続きについて

⑥ 合意形成

● 合意形成

回答書が「同意しない」で提出された場合、合意形成に向けた面談を行います。

※ 回答書が「同意する」で御提出があった場合については、その回答書を根拠として同意いただいた時点で学びの場が決定します。

【協議先】（不同意の場合）

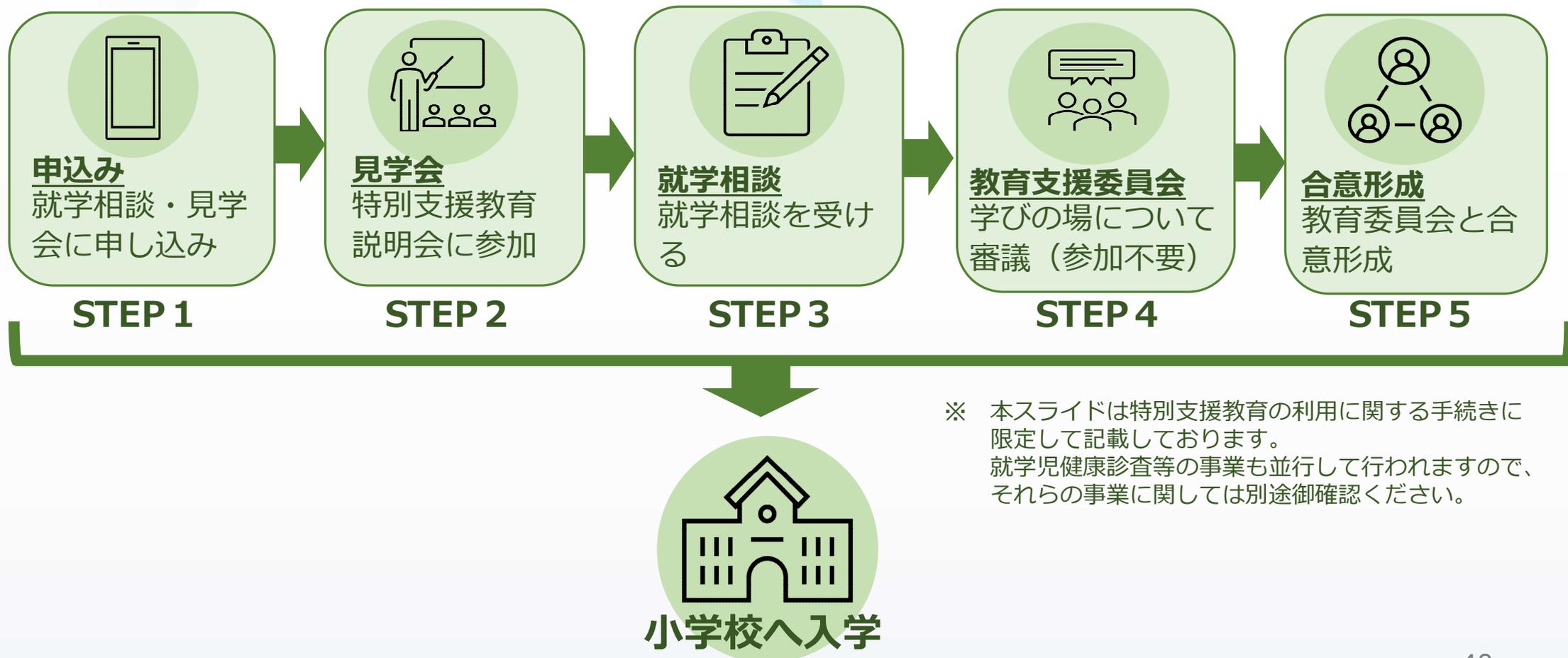
在校生	<u>所属する学校</u> と再度学びの場について協議
新小学1年生	<u>春日市子育て支援課</u> と再度学びの場について協議

※ 不同意の場合においては、判定より手厚い支援を希望することは原則できません。

例) ① 特別支援学級判定 → 特別支援学校を希望 → **×不可**
 ② 特別支援学級判定 → 通常学級 + 通級指導教室 → **○可**

● 特別支援教育利用に係る手続きについて

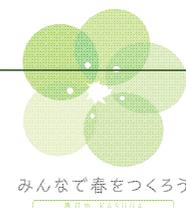
流れを整理



※ 本スライドは特別支援教育の利用に関する手続きに限定して記載しております。
就学児健康診査等の事業も並行して行われますので、それらの事業に関しては別途御確認ください。

- 本動画の情報は、動画作成時点での情報である点に御留意ください。
- 各事業の詳細（実施日や予約開始日等）については、春日市ホームページで情報を公開します。
- 特別支援教育の利用について 問い合わせ先
春日市子育て支援課 発達支援担当（092-588-5150）

参考資料



- 文部科学省. 学習指導要領
U R L : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm
- 文部科学省初等中等教育局長. (平成25年10月4日付け)
「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）(25文科初第756号)」
U R L : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm
- 福岡県教育委員会（編）. 障がいのある子どもの教育支援と就学事務の手引（令和4年度改訂版）.
U R L : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/site/kyouiku/kyouikusien-tebiki.html>
- 日本法令. (昭和22年法律第26号). 学校教育法
U R L : <https://laws.e-gov.go.jp/law/322AC0000000026>
- 日本法令. (昭和28年政令第340号). 学校教育法施行令.
U R L : <https://laws.e-gov.go.jp/law/328CO00000000340>
- 全国特別支援教育推進連盟（編）. 「子供の個々の教育的ニーズに応じた特別支援教育」.
U R L : <https://suishinrenmei.jimdosite.com/>

音声提供：VOICEVOX（四国めたん）

御視聴ありがとうございました。